

# 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

## 1. 支給対象者

児童扶養手当受給資格があり、以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

## 2. 支給額

児童1人当たり一律 **50,000円**

## 3. 支給手続き

- ▶ 支給対象者①は申請不要です。支給対象者②③は申請が必要(申請期限は令和4年2月28日(月)必着)です。
- ▶ 申請書(育成支援係窓口にて配布しています。また、新宿区ホームページでもダウンロードできます。)に振込先口座などを記入して、必要書類(裏面に一例が載っています)とともに育成支援係窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の要件に該当する方に対して、申請内容を審査して指定口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください

## ● 必要書類(一例)

- ▶ 簡易な収入(見込)額の申立書
- 配偶者(支給要件が障害の場合)又は扶養義務者(申請者の直系血族及び兄弟姉妹を指します。例：父母、祖父母、兄弟姉妹、子(18歳到達以後最初の3月31日を経過した者))と同居している場合は、その全員についても必要となります
- ▶ 受取口座を確認できる書類の写し
- ▶ 申請者本人確認書類の写し
- ▶ 児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(戸籍謄本又は抄本)
- 既に区市町村から児童扶養手当の認定を受けている場合は不要です。
- 外国籍の方は該当事由のわかる公的書類及び婚姻要件具備証明書が必要となります。
- ▶ 収入額のわかる書類
- ②の方については令和元年中の収入額のわかる書類が必要です。なお、令和2年1月1日に新宿区に住民登録のある方は不要です。
- ③の方については令和2年2月以降の任意の月の収入額のわかる書類が必要です。
- ▶ (②の方は必須) 令和元年中の年金額のわかる書類

## お問い合わせ先

### ☆厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00~18:00)

### ☆新宿区子ども家庭部子ども家庭課育成支援係

新宿区歌舞伎町1-4-1

区役所本庁舎2階16番窓口

TEL 03-5273-4558

FAX 03-3209-1145

※ひとり親相談も当係  
で承っております。

その他詳細はQRコードより  
区ホームページをご確認ください。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、新宿区や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。